

◎新潟県告示第557号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成24年4月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
竹鼻工業団地	上越市柿崎区竹鼻字知原の一部 同市柿崎区竹鼻字供養塚の一部 同市柿崎区竹鼻字中山耕地の一部 同市柿崎区竹鼻字大新田の一部	平成24年4月3日
木崎山工業団地	上越市柿崎区川井字南下代官前の一部 同市柿崎区川井字報徳園の一部 同市柿崎区直海浜字出羽の一部 同市柿崎区直海浜字鷲山の一部	平成24年4月3日
馬正面工業団地	上越市柿崎区馬正面字中砂原の一部 同市柿崎区直海浜字父ヶ沢の一部	平成24年4月3日